

南部箕蚊屋広域連合会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則

令和2年3月26日 規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、南部箕蚊屋広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年南部箕蚊屋広域連合条例第1号。以下「条例」という。）の規定に基づき、会計年度任用職員の給与を決定する場合の基準及び給与の支給等に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 会計年度任用職員の給与を決定する場合の基準及び給与の支給等については、南部町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則（令和2年南部町規則第3号）を準用する。

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。